

東松島市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
東松島市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	3
2	目標	4
3	計画の期間	4
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
	(別表)	
5	関連する取組、今後のフォローアップ	5

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み

- ①公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進
- ②組織的な学校運営及び指導の促進
- ③教員の処遇の改善

を柱とする「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が令和7年6月11日に成立した。

上記①については「教育委員会における実施の確保のための措置」として教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定・公表、計画の実施状況の公表、総合教育会議への計画の内容及び実施状況の報告が義務付けられた。

合わせて「学校における実施の確保のための措置」として、公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものになること、また、公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることが義務付けられた。

本市教育委員会では以上のことを踏まえてこの計画を定め、教師の健康・福祉を十分に確保し、教育基本方針に掲げる「ふるさと東松島を愛し、新たな時代を志高く拓く、心豊かな人づくり」に教師が集中して取り組むことができる環境を整備するものである。

(2) 本市の現状

- 本市では「東松島市立学校教職員安全衛生管理規定」（平成24年8月1日）に基づき教育職員の時間外在校等時間を管理してきた。その取組の結果、令和6年度については以下のとおりである。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間以上 80 時間未満	月 80 時間以上
小学校	月 32.2 時間	21.3%	0.8%
中学校	月 48.7 時間	47.5%	8.6%

- 全教育職員を対象に毎年行っているストレスチェックにおける健康リスクについては、①職場の支援 ②仕事の量・コントロール という、大きく2つの視点がある。全国平均を100とした場合、「職場の支援」が83となっている

一方、「仕事の量・コントロール」は107と高い値となっており、「仕事の量・コントロール」について改善を図る必要性が高くなっている。

○各小・中学校においては「働き方改革」に積極的に取り組み、時程の見直し、学年担任制の導入、労働衛生安全委員会の工夫等、市内及び中学校区内で連携しながら諸策を進めている。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

○1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を、小学校で85%、中学校で60%にする。

※令和11年度までに100%達成を目指す。

【令和6年度：小学校77.9% 中学校43.9%】

○1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を、小学校で30時間以下、中学校で45時間以下にする。

※令和11年度までに市全体で30時間以下を目指す。

【令和6年度：小学校32.2時間 中学校48.7時間】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

○ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を8%まで減少させる。

【令和6年度：10%】

○ストレスチェックにおける健康リスクの値を全国平均以下とする。

【令和6年度：全国平均を100とし、仕事の量・コントロール：107、職場の支援：83】

○Utrecht Work Engagement Scale (UWES-9) によるワーク・エンゲージメント・スコアの平均を3.5以上とする。

3 計画の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○別表のとおり

5 関連する取組、今後のフォローアップ

- 取組の着実な実行を図るため、時間外在校等時間にかかる目標達成状況について確実に把握するとともに、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標についてもストレスチェックの結果から考察して、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- 各学校においても働き方改革の取組が進むよう、様々な機会をとらえ各校へ本計画の周知を徹底するとともに、教育委員会からの支援を丁寧に行う。
- 各校においては、校長のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、取組を確実に実施する。
- 教育委員会において、各校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該校に聞き取り・指導等を実施し、速やかな改善を図る。
- 教育委員会は各取組の円滑化及び保護者や各自治会等の理解促進に向け、首長部局との連携を密にして運営する。